## 信州大学農学部 AFC 報告投稿に関する申合せ

## 1 投稿資格

農学部教官及び農学研究科(以下「本学部」という。)並びにこれらに準ずる者(本学部元教官,大学院学生等)とする。ただし、共著者には、その他のものを含めることができる。

2 信州大学農学部 AFC 報告(以下「報告」という。)の構成と原稿の種類

信州大学農学部附属アルプス圏フィールド科学教育研究センター(以下「AFC」という。)の発展に寄与する未発表の和文又は欧文の原著論文、短報、論説(総説、調査報告、国際会議報告等)AFC 関連記事、AFC 事業報告及び AFC 報告編集委員会(以下「委員会」という。)が特に必要と認めたものを加えることができる。

## 3 執筆要領

原著論文は、信州大学農学部紀要執筆要綱に準ずる。

4 原稿の長さ

特に制限はしないが、簡明で図表も必要なものに限る。

- 5 原稿の提出
  - 1) 報告の発行は、年1回とし、原稿の締切は12月25日とする。ただし、11月末日までにあらかじめ委員会に原稿の種類とタイトルを提出するものとする。
  - 2) 原稿は、図及び特別な場合を除き、パソコンのフロッピー・ディスク (FD) とプリントアウト 2 部の 提出とする。
- 6 原稿の採否及び査読
  - 1) 原稿の採否は、委員会で決定する。
  - 2) 原稿のうち、特に原著論文については、委員会の委嘱した査読者(論文1編に対し1人)による閲読を前提とし、査読者の意見を参考に委員会は、原著論文としての採否を決定する。
  - 3) 原著論文以外の原稿に対しては原則として、採否を前提とした査読は行わないが、委員会は、その判断により加筆、訂正等を求めることができる。
  - 4) 欧文原稿については、委員会はその判断により当該使用言語を母国語とする外国人による校閲を勧告することができる。

なお、その際に要する費用は、執筆者による負担とする。

5) 原著論文の原稿は、提出日を持って受付日とし、採択決定の日をもって受理日とする。

## 7 出版経費

- 1) 原著論文,論説等執筆者個人に帰属するものについては、刷り上り10ページを越えたものは、執筆者が負担する。ただし、本規定にかかわらずカラー写真などは執筆者負担とする。
- 2) 別刷りは、全て執筆者負担とする。
- 8 校正

原則として、著者校正は1回とし、印刷上の誤り以外の字句の修正・挿入及び図表の修正は認めない。

0 茎作格

掲載論文(短報、論説を含む)の著作権は、AFCに帰属する。これらの一部または全体を転載するときは、編集委員長の事前の許可を要する。

附則

この申合せは、平成14年12月7日から施行する。

附則

この申合せは、平成16年4月20日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附則

この申合せは、平成19年4月1日から施行する。